

## 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

大木町長 宛  年 月 日 提出	申 請 者	所在地				
		氏名 (名称)			電話番号	
		法人番号			指定番号	

承認申請書 地方税法第321条の5の2の規定による「特別徴収税額の納期の特例」について申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分以降の特別徴収税額		
申請の日前6ヵ月間の各月末における給与の支払いを受けるも者の人数および支払金額 ※(外 )は臨時勤務者等	年 月	人(外 人)	円(外 円)
	年 月	人(外 人)	円(外 円)
	年 月	人(外 人)	円(外 円)
	年 月	人(外 人)	円(外 円)
	年 月	人(外 人)	円(外 円)
	年 月	人(外 人)	円(外 円)
現に町税の滞納がある場合、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由である時はその理由			
申請の日前一年以内に納期の特例についてその承認の取消を受けたことの有無	有 ・ 無		

辞退届出書

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により 年 月分から辞退します。 (理由 )
--

## 納期の特例の申請についての注意事項

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。「常時10人未満」というのは、通常10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数は除きます。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例を受けようとする場合には、町長の承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額を、それぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
① 6月分から11月分まで	12月10日
② 12月分から5月分まで	6月10日

なお、上記の各期間の中途において承認を受けた場合には、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額を、その期間に係る納入期限までに納入することになります。

- (4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。
- (5) 特別徴収義務者は、納期の特例について承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、取消又は届け出の日の属する月分以前の各月割額を、その取消又は届け出の日の属する月の翌月10日までに納入しなければなりません。

### ◎ 注意

- ・ 滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、納期の特例の承認を受けられないことがあります。
- ・ 承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、承認を取り消されることがあります。
- ・ 納期の特例を一度申請されると、辞退・取消等がない限り次年度以降も継続して承認します。
- ・ 納期の特例を辞退される場合は辞退届出書に記入し提出してください。